

広島県告示第七百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があつた。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	の所在地	居宅介護支援事業所を	廃止した事業所	在地	廃止年月日
有限会社ともやす	東広島市高屋町高屋 堀八四三一二	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	介護支援センターオーク	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	平成二〇〇六年六月三〇日
医療法人社団サンライフクリニック	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	サンライフクリニツクケアプランサービス	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	東広島市黒瀬町国近 五一一番一	平成二〇〇六年六月三〇日
日本基準寝具株式会社	東二丁目一五番二号	さなだ内科居宅介護支援事業所	東広島市中区南竹屋町 七番八号	東広島市中区南竹屋町 七番八号	東広島市中区南竹屋町 七番八号	平成二〇〇八年七月八日
医療法人せせらぎ会	丁目一二番一一号	ひらいちビル	平成二〇〇八年七月二三日	平成二〇〇八年七月二三日	平成二〇〇八年七月二三日	平成二〇〇八年七月二三日
ユーアイ・ベルモニー株式会社	丁目一六番一九号	平安閣ケアセンター居宅介護支援事業所	平成二〇〇八年七月三一日	平成二〇〇八年七月三一日	平成二〇〇八年七月三一日	平成二〇〇八年七月三一日